

規制シート(様式)

160194801400001

平成28年12月7日

規制の名称	化製場等に関する規制	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)及び同法に基づき都道府県等が定める条例	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部 監視安全課 課長 道野英司
規制目的	化製場または死亡獣畜取扱場(以下化製場等という。)における処理等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進を図ること。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・化製場等を設けようとする者は、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。)の許可を受けなければならない。また、化製場等以外の施設で、死亡獣畜の解体等の処理、獣畜の肉、臓器等を原料とする皮革、飼料その他の物の製造等を行ってはならない。構造設備その他都道府県(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市又は特別区。以下同じ。)の条例で定める事項を変更しようとする場合は、あらかじめ都道府県知事に届け出なければならない ・都道府県知事は、公衆衛生上の見地から必要があると認めるときは、化製場等の管理者から必要な報告を求め、又は当該職員に、同施設に立ち入り、都道府県が条例で定める衛生上の必要な措置等の実施の状況を検査させることができる。 ・政令で定める種の動物を、都道府県の条例で定める数以上に飼養し、又は収容しようとする者は、当該動物の種類ごとに、その施設の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。 	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	化製場等に関する法律に基づき、化製場等における処理等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進を図る必要があることから、引き続き、都道府県知事による化製場等の設置の許可や立入検査、動物の飼養又は収容の許可等を行う必要がある。	規制の維持、改革又は新設の別	化製場等に関する法律については維持。各都道府県が定める条例については各都道府県の判断
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		